



発行所 岡垣町役場
責任者 岡垣町長 俵口 静江
印刷所 有限会社 大和印刷所
電話 東郷 27番

目次

- 議会だより 1~2頁
- 税務署だより 2頁
- 、時効が近づく福祉年金、
、裁定請求は早くしましょう、 2頁
- 話し合い(二) 3頁
- 才十六回婦人週間 3頁
- 城山登山 3頁
- 農業後継者の育成について 3~4頁
- 菊のさし芽 4頁
- 春の種播き 4頁
- 狂犬病の予防注射の実施について 4頁
- 予防接種は必ずうけよう 5頁
- 大年神社 5頁
- フクニチ駅伝参加 5頁
- 光の速度 5頁
- 行政訴訟のはなし(1) 5~6頁

議会だより

第二回臨時議会は、二月二十一日午後一時、岡垣町議会議事堂に招集され九日間の会期で次の議案を可決した。

議案第八号 山田小学校鉄筋防音工事費起債について

満場一致で可決
この議案は、山田小学校鉄筋防音工事費に充当のため、郵政省簡易保険局より、一〇〇万円借入れの議決をした。

議案第九号 炭鉱離職者緊急就労対策事業費起債について

満場一致で可決
この議案は、炭鉱離職者緊急就労対策事業費に充当のため、郵政省簡易保険局より、一三〇万円借入れの議決をした。

議案第十号 昭和三十八年度岡垣町歳入歳出更正予算について

原案可決、賛成十六反対一
主な内容山田小学校防音工事費七、九九九千円減、緊就事業就労者の頭数減による工事費六七八千円及び給与改定による人件費増差引一、〇四二千円減額

議案第一号 昭和三十八年度岡垣町国民健康保険特別会計歳入歳出追加更正予算について

原案可決 賛成多数
主な内容は、療養給付費の増人件費の増で一、七五〇千円追加更正し計一四、〇九四千円に改めた。

議案第十二号 昭和三十八年度岡垣町特別会計簡易水道事業歳入歳出追加更正予算について

原案可決 賛成多数
主な内容は施設改良積立金及び給与改定による人件費の増で三五六千円追加更正をなし、計四、五六二千円に改めた。

議案第十三号 昭和三十八年度岡垣町特別会計農業共済事業追加更正予算について

原案可決 賛成多数
第二回臨時議会は、二月二十一日午後一時閉会した。

議案第十四号 基本財産および積立金等預入

第一回定例議会は、三月十二日、午前九時四〇分、岡垣町議会議事堂に招集され二〇日間の会期で次の議案を可決した。

先の指定について
原案どおり可決
議案第十五号 歳計現金預入先の指定について

原案どおり可決
この議案は歳計現金預入先を次のとおり指定した。
町内各郵便局、福岡銀行、第一銀行、勸業銀行、三井銀行、遠賀信用金庫、町内各農業共同組合

議案第十六号 岡垣町特別職の職員で非常勤の者の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
原案どおり可決
委員の報酬を次のとおり定めた。

教育委員会委員長年額三三、四〇〇円、同委員三二、五〇〇円、選挙管理委員会委員長年額七千円、同委員六千円、監査委員選出者年額一六千円、同委員選出者二七、五〇〇円、同副会長二四、五〇〇円、同委員二三、五〇〇円、消防団団長年額一七千円、同副団長一一、五〇〇円、同分団長七千円、同部長二、五〇〇円。

議案第十七号 岡垣町特別会計条例設置について

満場一致で可決
この議案は地方自治法の改正により、次の特別会計を設けた

一、岡垣町特別会計国民健康保険事業
一、岡垣町特別会計簡易水道事業
一、岡垣町特別会計農業共済事業

議案第十八号 昭和三十九年度遠賀郡岡垣町一般会計予算
賛成多数、反対一で可決
予算総額は一七七、九三六千円と定めた。内訳別紙のとおり

議案第十九号 昭和三十九年度岡垣町国民健康保険特別会計予算
賛成多数で可決
予算総額は一三、二四四千円と定めた。

議案第二十号 昭和三十九年度岡垣町特別会計簡易水道予算
賛成多数 反対一で可決
予算総額は四、一五九千円と定めた。

議案第二十一号 昭和三十九年度岡垣町農業共済事業特別会計予算
賛成多数 反対一で可決
岡垣町農業共済条例を改正する条例
原案どおり可決

この改正は、農業災害補償法の改正により、字句等の改正が主なものである。
議案第二十二号 国民健康保険条例の一部を改正する条例
賛成多数で可決

この条例は療養給付費増高のため税率を改めた。
議案第二十四号 国民健康保険条例の一部を改正する条例
賛成多数で可決
この条例は、税率改正によるための低所得者軽減率の改正である。

議案第二十五号 昭和三十八年度岡垣町一般会計歳入歳出追加更正予算
満場一致で可決

主な内容は、特別交付税交付額をそのまま町財政積立金としたものである。追加更正額五、四三六千円で計二二四、四七七千円となった。

議案第二十六号 昭和三十八年度岡垣町特別会計農業共済事業歳入歳出追加更正予算
原案どおり可決

追加更正額一六九、五〇〇円で計三、九二〇、六〇〇円と定めた。主な内容は、水稲共済保険金の支払増である。
議案第二十七号 岡垣中学校前庭園の寄附の受入れについて

昭和39年度岡垣町歳入歳出予算

内 訳 (単位千円)		
歳 入 の 部		
款 項	本 年 度	前 年 度
(1)町 税		
1 町 民 税	8.826	8.802
2 固定資産税	14.962	14.514
3 軽自動車税	859	729
4 市町村たばこ消費税	5.000	4.400
5 電気ガス税	2.600	2.600
6 木材引取税	100	130
(2)国有提供施設所在		
市町村助成交付金	3.860	4.000
1 国有提供施設所在	3.860	4.000
市町村助成交付金		
(3)地 方 交 付 税	39.520	30.000
1 地方交付税	39.520	30.000
(4)分担金及び負担金	653	788
1 分担金	1	120
2 負担金	652	668
(5)使用料及び手数料	660	652
1 使用料	110	118
2 手数料	550	534
(6)国庫支出金	70.005	103.042
1 国庫負担金	1.626	1,503
2 国庫補助金	67.885	101,100
3 委託金	494	439
(7)県 支 出 金	3.907	2,647
1 県負担金	399	509
2 県補助金	3.167	1,799
3 委託金	341	339
8)財 産 収 入	9.685	10,044
1 財産運用収入	3.099	3,039
2 財産売却収入	6.586	7,005
(9)寄 附 金	2	101
1 寄 附 金	2	101
(10)繰 入 金	0	0
(11)繰 越 金	8.194	6.400
1 繰 越 金	8.194	6.400
(12)諸 収 入	5.703	7.639
1 延滞金加算金及過料	53	50
2 町預金利子	100	100
3 貸付金収入	100	100
4 収益事業収入	1.000	1,000
5 雑 収 入	4.450	6,389
(13)町 債	3.400	1,000
1 町 債	3.400	1,000
合 計	177.936	197.488

満場一致で可決
この寄附は岡垣中学校父母教
師会長吉田馨氏から玄関前庭園
一切の物件寄附申入れによるも
第一回定例議会は、三月二十
六日午後五時五〇分閉会した。

歳 出 の 部		
款 項	本 年 度	前 年 度
(1)議 会 費	6.618	5.976
1 町 議 会 費	6.618	5.976
(2)総 務 費	27.657	25.036
1 総務管理費	20.157	17.395
2 徴税費	5.235	4,894
3 戸籍住民登録費	2,000	1,929
4 選挙費	171	744
5 統計調査費	28	18
6 監査費	66	56
(3)民 生 費	14.969	13.248
1 社会福祉費	11.328	10,161
2 児童福祉費	3.446	2,997
3 生活保護費	195	90
(4)衛 生 費	4.122	2,952
1 保健衛生費	2.879	2,743
2 清掃費	1.243	209
(5)労 働 費	12.483	6,582
1 失業対策費	12.483	6,582
(6)農 林 業 費	38.474	9,993
1 農業費	38.269	9,703
2 林業費	115	171
3 水産業費	90	119
(7)商 工 費	523	505
1 商 工 費	523	505
(8)土 木 費	16.115	5,882
1 土木管理費	2.645	1,906
2 道路費	3.412	1,638
3 河川費	2.077	1,720
4 住宅費	7.981	618
(9)消 防 費	1,443	1,152
1 消 防 費	1,443	1,152
(10)教 育 費	49,935	118,772
1 教育総務費	3,979	4,172
2 小学校教育費	40,338	110,306
3 中学校教育費	4,622	3,563
4 社会教育費	831	601
5 保健体育費	165	130
(11)災 害 復 旧 費	52	381
1 農林水産災害復旧費	41	0
2 建設省災害復旧費	11	381
(12)公 債 費	4,805	4,839
1 公 債 費	4,805	4,839
(13)諸 支 出 金	1	170
1 普通財産取得税金	1	0
2 繰 出 金	0	170
(14)予 備 費	739	2,000
1 予 備 費	739	2,000
合 計	177.936	197.488

税務署だより

資産の譲渡 (譲渡所得) には所得税がかかります わからないでは損をします

普通の場合、財産の所有権移転には、税金のことを考えねばなりません。わからないことは、損をしないようなんでも気軽に税務署、又は役場税務課にご相談下さい。

こんなときは、グンと安い

(1)自分の居住している居住用資産を譲渡した場合

(2)居住財産、および事業用資産を買い換え、または交換したとき

(3)土地等を公共事業用地として買いとられた場合

譲渡所得が生じる場合は 次のとおりです

- (1)普通の売買はもちろん、資産を交換した場合
 - (2)資産を競売(公売)された場合
 - (3)土地建物を国や、地方公共団体等によって収用された場合
 - (4)資産を法人に現物出資した場合
 - (5)以上の外、本来の譲渡とはいえませんが、次のような場合も所得税法上、時価により譲渡があったものとみなして課税されることになっていきます。
- △贈与や遺贈 △低額譲渡 これらの場合にも、課税されない場合および低額課税ですむことがありますので税務署にご相談下さい。

時効が近づく福祉年金 // 裁定請求は早くしましょう //

福祉年金の裁定を請求できる期間は、受ける権利の発生した日から五年間となっています。福祉年金の支給が始まった昭和三十四年十一月一日に年金を受ける権利のあった七十才以上の老令の方、身体障害の方、母子世帯の方は、本年十月三十一日までに、昭和三十四年十一月二日以降に年金を受ける権利のあった人はそれぞれ、五年を経過する日までに裁定請求をされないこと、時効により、将来の分のみでなく、過去の分についても福祉年金を受けることが出来ません。

あとになって「せっかく貰えたものが」と後悔されることのないように一日も早く役場「住民課」で裁定請求をして下さい



話し合い

(一)

三、ねらいと効果

(イ) 婦人が家庭の中にばかりとじこもっていると、考え方が狭くなり、社会の動きからとり残される心配もあります。みんなと話し合うことにより、悩みを越えて気分も明るくなり、新しい知識もとり入れることができようになるようになります。

(ロ) 自分一人で悩んでいた問題も、話し合ってみると、みんなの共通の悩みだということが分

社会福祉協議会並に寿会に香典返しとして寄附

上高倉
故安部耕兵衛氏 (七十八才)
昭和三十九年二月十九日死亡、香典返しとして、社協並に寿会へ。
安部一夫氏より
吉木
故西サメ氏(八十一才)
昭和三十九年二月二十七日死亡
西一郎氏より社協へ
新松原
故吉田貞治氏(六十三才)
昭和三十九年三月十四日死亡、香典返しとして
吉田修氏より社協へ

(ハ) 隣近所に親しい和やかな人間関係が生まれ、お互いに助け合いができるようになります。

四、特徴

話し合い学習は勉強の一つの方法ですから、井戸端会議と違い、次のような特徴があります

(イ) 参加者にはっきりした目標や、一致した願いがあがる。

(ロ) 問題を解決するために計画をもっている。

(ハ) みんなが心を合わせて協力し、責任を分けあっている。

(ニ) みんながよい仲間になるよう努力し、みんなの手で運営されている。

(ホ) 一度でおわることなく、続けて学習していくしくみが考えられている。

(ヘ) 学習をよりよく伸すために正しい助言をうけることや、適当な教材が用意されている

(ト) 大勢の人たちと手を結ぶ窓口をあけている。

こういった効果があるだけに前もって計画準備を十分整えておこなうてはなりません。

「話し合い学習はだめだ」という人がいますが、それは話し合いの形だけをまねしたもので、話し合い学習の進め方についての研究がたりなかったり、学習の効果を高めるための方法が研究されていない場合なのです。

話し合い学習を育てるためには充分の計画や、準備が必要なのです。

第十六回婦人週間

婦人週間は、婦人の地位向上のための運動として設けられたもので、わが国婦人の最初の参政権行使の日である四月十日から一週間、全国的に運動が行なわれていきます。この週間の実施にあたって、労働省では、例年特定のテーマを選んで運動をすすめていきますが、ことしはつぎのとおり行なうことになっています。

◇テーマ

現代社会における家庭の役わり
——産業化と家庭の問題——
◇運動の重点

- (1) 今日の家計の諸問題について認識を深める。
- (2) 社会の動きに対応して弾力性をもって家庭の管理にあたる
- (3) 家庭の意義について認識を深める。
- (4) 婦人がはたすべき役わりについて検討する。

城山登山

昨年末計画した城山登山は天候の為延期してしたが、四月十日の日曜日学行します。(雨天の場合は日曜順延。小雨でも順延)

九時半 海老津バス停集合
十時赤鳥居出発 十時二十分 上畑公民館で唐人焼見学説明途中、かまあと、唐人墓、つじ谷、空堀等探求
十二時頂上、一時間昼食、約三十分で赤間に下る。
携行品 昼食、水筒、バス賃四十円位
※大勢参加して下さい。頂上で岡垣登山部結成の打合せ予定

※ 公共の場や、集会の場を

- ① ちらさない
- ② こわさない
- ③ よごさない

三 ない運動

- ※ 町を美しくする運動高揚日 五月三日 県下一斉早朝清掃日
- ※ 親切運動をすすめよう

農業後継者の育成について

最近農村人口の流失の中心は農村の青少年であり新規学校卒業業者の中で農業に就労している人は全国で約八万一千人で、農家の後継者補充率は約二〇％と言われております。

従ってこの数字が示しているように如何に少ないかがわかります、又この農業後継者の確保はどうするか?という事にて政府及関係機関に於て現在色々な角度より検討されております。

さて如何にしたら農村青少年の確保が出来るだろうか?大変むづかしい問題ですが現在アメリカで研究されている方法をあげてみましょう。

1 アメリカに於ける父子契約の概要

(イ) 試案協定
これは父と息子の協定で最も簡単で形式ばらないものであり、これは息子に農業に関する知識を教える事を主な目的

(ロ) 賃金協定
これは息子がフルタイム、農場で働くようになった時に父と息子との間で賃金協定を結ぶものであり、これは息子に賃金のみを支払い利潤は与え

ない方式である。この賃金協定は一時的なもので息子が農場の経験をさらに得たいと思つている場合の一二年間に適しているといえよう。

(二)賃金及び所得分配協定

息子が父の農場に労働を提供し、父は全資産を所有し経営費を全額負担し、経営を主宰するものである。父は息子に賃金を支払う事とし、なお剰余所得がある場合、分配する方法である。

(ホ)共同経営協定

これは父と息子が共同して経営を行うものである。息子が家畜、農機具、その他の動産と労働とを提供し、父が不動産を提供する方法で収益の配分は父と息子の提供した土地労働及資本に比例してなされる。その外貸借協定、農場譲渡協定等がありますが今回はこれに致します。(農業委員会)

菊のさし芽

苗半作という言葉があります。菊ではとくに苗のさし芽から定植して第一回の心を止めるまでが大切です。次に、もっとも注意しなければならぬ点をあげてみましょう。

- 苗は茎の頂上で、指でおすとパチリと折れるぐらいに若い部分を使います。折れまがったりハサミで切るような、かたい茎は発根がおくれませす。したがってよい苗はできません。
○さし穂には、開いた葉が少なくとも三枚は必要です。これより葉の枚数が少ないと根が片よって出るのでよい苗ができません。
○さし芽は開いた葉の四枚目の節のすぐ下で切り、四枚目の葉は落します。切口は水で洗って浅い水につけておきます。切口から出る液をそのままでかわかしますと、根の出方が悪くなります。切口とさし土はマイシンで消毒をとくに、夏は腐れやすいものです。
○さす深さは茎が二センチほど土の中に入るぐらい。深すぎる

春の種播き

花いっぱい運動

昭和39年は東京オリンピックの年でもある。大いに新生活運動を推進したい。その一環である花いっぱい運動の参考に。

- 1 播き時期
◎3月下旬播 金魚草、アスター、コリウス、貝細工、カーネーション、西洋ナデシコ、桔梗、ペチュニヤ、サルビア、西洋松虫草
◎4月下旬播 かつこうあざみ、鶏頭、ホウセンカ、クレオメ、コスモス、千日草、ルコウ草、花菖蒲、万寿菊、孔雀草、オジキ草、金蓮草、松葉牡丹、ストケシヤ、日々草、ヒマワリ、トレニヤ、百日草
◎5月上旬播 朝顔、夕顔——印は秋まで咲く花
2 播き場所 排水と日当のよい所
3 播き土 清潔な土 病虫害や雑草の種子がなく連作でない土 ふわふわした土 肥料分は中位 有機物をかなり含んでいる
4 播種床の作り方 上記の様な土を良く耕し(深さ20糎位)巾90糎高さ10糎~15糎の畦を作る。良く腐った堆肥や腐葉土、乾燥肥料を上部6~9糎の所に混合する。土塊を良く砕き小さな種ほど床面を平にする。
5 播き方
◎撒播 むらなく一面にバラマク方法
◎条播 竹箒で条を3~6糎毎につけ播く
◎点播 朝顔等大粒の種を点々とまく

狂犬病の予防注射の実施について

狂犬病については、すでに皆様も御承知のとおり、人が狂犬に咬まれて発病しますと、現代の医学では治療の方法がなく、たと腐れるか、根の出がおくれませす。さし味には冷たい水をかけないこと。さし穂は日中は少ししおれるぐらいがちょうどよい。○四、五月なら三日、六、七月でも七日ぐらいでおおいをとりませす。十五日で根が出始め、さしてから三十日定植します。○定植前後に心を止めないこと。摘心は定植後七、十日後に。

だ無残な死をまつという悲惨な疾病であります。狂犬病を予防し、国民生活を明るくするため所有者は次の義務を履行しなければなりません。
(一)毎年一回犬の登録申請書と登録料二五〇円を添えて鑑札の交付を受けて、犬の首輪につけておかねばなりません。
(二)毎年二回(四月及十月)犬に狂犬病予防注射を受け、注射済証を首輪につけていなければなりません。注射料は各々一五〇円です。

本町に於ては左記により、一斉に登録及注射を致しますので犬の所有者は登録料二五〇円、注射料一五〇円、計四〇〇円持たせ。
四月一日 十時より十一時まで 戸切公民館
四月六日 十時より十一時まで 山田公民館
四月七日 十時より十二時まで 内浦農協前
十三時より十六時まで 役場
なお特別の事由なく予防注射を受けたい犬は捕獲します。すでに畜犬を所有していない場合はその旨届出下さい。

- 6 覆土 種の厚さの2~3位かける 雑草や病菌のない土 極く細い種は覆土はしない (例) 四季咲ペコニヤ、グロキシニヤ、ペチュニヤ、松葉ボタン等
7 日覆 土が乾かぬよう紙か藁を薄くかける。
8 播種後の管理 土が乾かぬよう如露で時々灌水する。発芽を始めると日覆をのける。種皮を被って生えるのは灌水不足か覆土不足。密に生えた所は間引する。
9 播き土 腐葉土、畑土、川砂、燐炭、乾燥肥料3:3:3:1少量 土の消毒は鉄板の上で70~80°Cで15分位加熱する。
10 移植 苗が大きくなると、灌水して根を傷つけぬ様に苗をとり移植する。当分日覆や灌水に注意
11 その他の注意
(イ) 土地の悪い所には丈夫なものを作る 例、コスモス、万寿菊、孔雀草、けいとう
(ロ) 鶏頭等は早く播き次々播き時季をずらすといつも見られる。

春の花いっぱい運動月間 4月11日~5月10日
花いっぱい大会 5月10日 於 甘木市 丸山公園

予防接種は必ずうけよう

—その種類と実施時期—

法律で定められた伝染病は、法定伝染病十一種と、指定伝染病一種、届け出伝染病十六種となつています。普通、法定伝染病と呼んでいるのは、これらの伝染病でも急性の伝染病赤痢、腸チフス、パラチフス、コレラ、ペスト、ほうそう、流行性脳せきずい膜炎、シフテリア、しょうこう熱

それにはっしんチフスに急性伝染病が含まれたものを指しています。これらの伝染病のうち、現在のところ予防ワクチンがないものは、赤痢、しょうこう熱、流行性脳せきずい膜炎となつています。他の九種の伝染病は、それぞれ法律などにより、予防接種が義務づけられたり、任意接種が規定されたりしています。

そのおもなものをまとめてみると、つぎのとおりです。

シフテリア	①生後3月～6月(第1期) ②第1期の接種後12月～18月(第2期) ③小学校入学前6月以内(第3期) ④小学校卒業前6月以内(第4期)
急性灰白 ぜい炎 (ポリオ)	①生後6月～21月(第1期) (1回2週間～6週間後2回7月後3回) ②第1期終了後12月～18月(第2期) ③経口ポリオワクチンの投与(任意)
日本脳炎	①7日～10日間隔で2回(初回) ②流行の初期1回(追加)
腸チフス	①生後36月～48月(初回) (5日～10日間隔で3回) ②満60才まで毎年1回(追加)
コレラ	5日～7日日間隔で2回(臨時)
ほうそう	①生後2月～12月(第1期) ②小学校入学前6月以内(第2期) ③小学校卒業前6月以内(第3期)
はっしん チフス	7日～10日間隔で2回(臨時)

大年神社

大波津(昔神功皇后御征韓の御、大小の旗を立てられたので大旗、小旗といったが、今は訛って大波津、小波津という)にある。祭神は素戔嗚命の御子、大年神で、相殿に素戔嗚命、海童神を祀る。

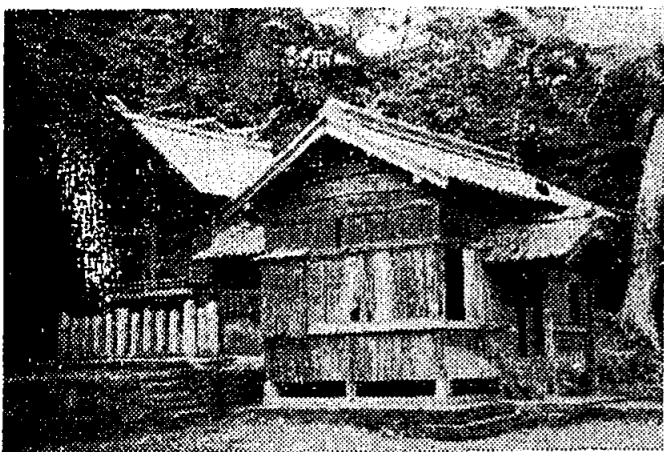
神功皇后が三韓より帰られる時、此所で年を越されたので、大歳(おととし)の神を祭ったという。その為鳥居には歳越神社と刻みつけたこともある。



(上)神の池
(下)大年神社

祭日は八月十五日と、十月十五日で、中でも十月十五日の儀式は大変厳粛に行なわれ、変わった古例がある。白米三升三合、神酒、野菜、海藻、葉巻で巻いた雄雄双尾の鯨等を献上するがそれも波津で新婚の花嫁を選んで盛装させ、少女の付添をつけ鳥居のところから、頭の上のせ、拜殿で神職が受けとり、献饌の儀を行う。皇后が大年神を祀られた時の故実によるのかもしれない。

又神社の南西、境内地に神の池がある。一坪もない小さな池。



フクニチ駅伝参加

二月二三日、平和台を出発し宮崎、香椎、西戸崎を通り、志賀島一周のフクニチ駅伝があり岡垣町体育協会も参加する。全参加チームは三八で、岡垣は二九位でゴールイン。

今年第八回目、オリンピック候補選手も走り、総合で昨年のタイムを八分も縮め、大会新記録を出した程で、各チームとも強豪ぞろいだだったが、岡垣もよく頑張り、昨年の二時間二分四四秒を二時間一七分〇六秒に縮める。

- 岡垣の出場選手左の通り
- 一区 二村 正英 (糖塚)
 - 二区 入江 東樹 (糖塚)
 - 三区 上部吉之助 (糖塚)
 - 四区 西岡 次春 (西山田)
 - 五区 大庭 信義 (三吉)
 - 六区 門司 勇二 (吉木)
- 補欠 石松実、大庭博

な池だが、夏でも冬でもかかれることはなく、つい最近までは、あせも、ただれ等、皮膚病に効くといって使われていた。昔神功皇后が矢じりの先でつつかれたら、清水が湧き出したのだと言ひ伝えている。

神功皇后の遺跡に「御菜瀬」(ゴサイゼ)というのがある。一番南の波止場の南の小さな瀬で、大汐の時は歩いて行かれる皇后がここで年を越された時、浦人がここで海藻をとって捧げたので名づけたのだという。(遠賀郡誌、筑前海史による)

光の速度



光の速度は無線電信、X線の速度と同じで、毎秒三千万八千軒である。太陽と地球の間は約一億四千九百五十万軒であるから地球までは約八分五秒かかり地球の周囲は一秒八分の一で一周する筈である。

また一光年とは光線が一光年に走る距離で、約九千四百六十兆軒であるが、シリウス星は太陽との距離八、八光年、ベータケンタウルス星は二九六光年である。

銀河系の星では一万五千光年のものがあり、最も速いものは獅子座の星雲団は約一億光年の距離にあり、計算のしようもない程速い。

広報テーマ

(昭和三十九年一月)

最高裁判所広報課

一、世の中が複雑になるにつれて、役所と国民との交渉は、数多くなり、しかも、われわれの生活に重要な意味をもつようになってきます。おのずから役所と国民の間に争いも起きてくるわけです。

行政訴訟のはなし

せん。具体的にどのぐらいの税金を納めるべきかは、法律によって定められているわけですが、税務署の認定がまちがっていないとも限りません。そういう場合、現在のわれわれの感覚では、簡単に泣き寝入りすることはないでしょう。おそらく、税務署にか

けこむことになると思いますが。そのとき、税務署の方で自分の方の認定はまちがっていないとあくまで言い張るときは、法律で定められている不服申立ての手続きをとることになりません。そこでも納税者の言い分が通らなければ、裁判所に訴えを起こすことができます。このように、国、または都道府県、あるいは市町村の機関にいまの例では、税務署長がこれに当たります。一般に、これを行政庁といいますが、1が公の目的でしたことをめぐって法律上の争いが起きたとき、その争いについて裁判所で裁判してもらおうのが行政訴訟と呼ばれているものです。

二、三権分立ということがあります。国家の働きを立法、司法、行政の三つに分けて、そのおのおのを独立させ、そのうえで、互いにけん制させて、そのうちの一つだけが強くなりすぎないようにして、国の政治をうまく動かす、国民の権利を守ろうとするしくみです。近代の憲法は、ほとんどこのしくみを取り入れています。わが国の憲法にも、立法権は国会に、行政権は内閣に、司法権は裁判所にそれぞれ属することをはっきり定めてあります。ところで、旧憲法時代には、行政訴訟は、司法に通常の裁判所で取り扱わないで、行政の中にある行政裁判所という特別の裁判所で裁判してました。行政裁判所は、性質からみると、裁判所というよりは、行政庁がしたことを監督する役目をもつ行政庁であったし、その裁判も、いわば恩恵的なものであったのです。しかも、行政裁判所にもちこめるのは、一部の事件に限られていました。そのようなわけで、国民の救済は、決して十分なものではありませんでした。新憲法のもとにおいては、この点を改めて、行政訴訟を行政から独立している司法に通常の裁判所で扱うこととなったのです。どういう考え方から

そうになったのか、簡単に説明してみましよう。

三、行政は、法律に基づいて、法律に定める手続きに従ってしなければならぬという原則があります。これを「法律による行政」といいます。税金については、先にふれたとおりです。手近な例をもう一つあげてみましょう。オリンピックのため道路を拡げる、夢の超特急を走らせる、いうとき、土地が新たに必要となります。いかにオリンピックのためとはいえ、勝手に国民の土地をとりあげるわけにはいきません。やはり法律に基づいて、法律で定まった手続きに従って買い上げなければなりません。すなわち、行政庁も、公のためにこれを行なうにしても、法に違反してはいけません。このころで、司法に通常の裁判所は、もちこまれた具体的な事件について、あることが法のとおりになされたか、あるいは違反しているのか、権利があるのか、ないのかを最終的に判断する役目をもっているところから、従って、行政庁も、法の支配を受けている以上、国民との間に公のことで法律上の争いが生じたときには、国民と平等の立場で法廷に立つべきは、そのものです。また、そうすることが国民の権利、あるいは自由がより守られることにもなるし、行政庁の行為が法の支配のもとに行なわれることを保障することにもなるわけです。このような考え方から、新憲法のもとにおいては、行政訴訟を司法に通常の裁判所で取り扱うことにし、行政庁の仲間である行政裁判所を置かないことにしたのでした。

四、一口に行政訴訟と言ってもいろいろの型があります。ここでは、そのうちの最も代表的な取消訴訟と呼ばれているものを取りあげてみましょう。取消訴訟というのは、行政庁が公の権力に基づいて行なったことがまちがっていると

不服のある国民からその取消しを裁判所に求める訴訟をいいます。まず、この訴えの本質について説明します。町会の有力者たちだけでお祭りの寄付の割当額を決めたとしても、その決定は法的には、町会の人に対してなんらの強制力をもたせません。寄付のいやな人は、この取決めを無視できるのは当然です。一方、税金の場合を考えてみましょう。納税者が自分の納めるべき税金はもっと少ないはずだ、税務署がまちがっている。まちがってしまったことは拘束されないといい張って、税金を全然納めなかったら、どうなるでしょう。それでは、国の財政が成り立っていきません。そこで税務署のしたことが、ひどいまちがいで、しかもだれの目にも明らかなら、まちがいである場合は別として、まちがいが軽いものであるときは、納税者は税務署のしたことが取り消されなければ、これを無視することはできません。このように、行政庁が公の権力に基づいて、これを行なった場合、その行為にまちがいがあっても、い

ちおう有効なものとしてまかり通る力を与えられています。このような力を消滅させるため、裁判所にその取消しを求めるのが取消訴訟なのです。国民の言い分に理由があれば、すなわち行政庁のしたことにまちがいがあれば、裁判所は行政庁のしたことをさかのぼって取り消します。さかのぼって取り消されるのですから、行政庁は、最初からなにもしなかったことになり、国民に対して、法律上、何の影響も及ぼさなかったこととなります。税金の例でいえば、すでに納めたものは返してもらえ、まだ納めてなければ、納めなくてもよいこととなります。

五、取消訴訟は、公に関することですから、訴訟手続の面でも普通の訴訟とちがった面が出てきます。そのうち大事な点を二つだけ説明します。まず、特別の場合を除いて、行政庁があることをしたのを知った日から三カ月以内に訴訟を起こさなければならぬという事です。すなわち、三カ月たてば、争いがなくなるという事です。この期間を出訴期間といいますが、このように出訴期間を設けたのは、軽いまちがいのために、いつまでも裁判所にもちこめるというのでは、法律関係がいつまでもまみれないことになり、公の目的で行なわれる行政庁の仕事の性質からいって、困ることになるからです。たとえば、新しい鉄道を敷く場合、途中一〇メートルほどのレールの敷地の強制買上げに軽いまちがいがあつたとしまししょう。鉄道開通後一年も二年もたつてから、なおその土地の所有者から取消訴訟を起こさせるとしたら、たいへん困ることになります。次に、行政庁がまちがってしまったことを直してもらうには、最初から裁判所にもちこむよりは、事情のよくわかってい

る当の行政庁に持ちこんだ方が早く処理してもらえ、こともあるわけですから、税金の事件や、市町村関係の事件のように、特に法律で定められている事件については、裁判所にもちこむ前に必ず行政庁に持ち出さなければならぬことになっています。そのほかの事情については、裁判所に直接もちこんでもいいし、裁判所にもちこむ前に、行政庁に持ち出してもいいことになっています。

(以下次号へ)

